

研究データの保存・管理に関する規程

株式会社コノラボ

（目的）

第1条 この規程は、株式会社コノラボ（以下「当社」という。）における研究活動により作成または取得された研究データの保存・管理および開示について必要な事項を定め、研究成果の検証可能性を確保し、研究活動の不正行為を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「研究データ」とは、研究の過程および成果の根拠となる、実験・観察・調査等のデータ、解析結果、文書、数値データ、画像等の資料ならびに試料・標本等の有体物をいう。

（保存期間）

第3条 文書、数値データ、画像等の資料は、当該研究成果の発表（論文等の公表）から原則として10年間保存する。試料・標本等の有体物は、当該研究成果の発表から原則として5年間保存する。ただし、資金配分機関または投稿先学術誌の定めがこれを上回る場合は、その定めによる。

（保存方法）

第4条 電子データは、アクセス権限を制限しセキュリティを確保した社内指定のクラウドストレージ等に、プロジェクトごとに区分して保存する。紙媒体等の物理的データは、施錠管理されたキャビネット等に保管する。

（管理責任者）

第5条 研究データの管理責任者（データ管理責任者）は、代表取締役をもって充てる。データ管理責任者は、研究データが本規程に従い適切に保存・管理されているかを毎年度1回確認し、その結果を記録する。

（開示）

第6条 研究活動の不正行為に関する調査等において必要がある場合、当社は、保存する研究データを調査機関等を開示する。

（廃棄）

第7条 保存期間を経過した研究データを廃棄する場合は、個人情報および機密情報の漏えいが生じない方法により行う。

（個人情報の取扱い）

第8条 個人情報を含む研究データの取扱いについては、個人情報の保護に関する法令および当社プライバシーポリシーの定めるところによる。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、最高管理責任者が行う。

附 則

この規程は、2026 年 4 月 1 日から施行する。